

日野市監査委員告示第7号

平成23年（2011年）12月12日付け、日監第90号により地方自治法第199条第9項に基づき報告した平成23年度財政援助団体監査結果について、地方自治法第199条第12項に基づき措置を講じた旨通知がありましたので、同法同条同項の規定により、別添のとおり公表します。

平成24年（2012年）2月8日

日野市監査委員 奥 住 壽

日野市監査委員 菅 原 直 志

監査結果に基づく指摘事項

(平成 23 年度財政援助団体監査)

指摘事項 (意見・要望)	改善案、講じた措置事項
<p>日野市シルバー人材センター</p> <p>1 補助金に係る事務について 補助金に係る会計その他の事務は、日野市シルバー人材センター定款及び財務規定等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。</p> <p>2 予算の執行について 事業費、管理運営費に係る予算の執行、契約及び経理その他の事務については、定款及び財務規定等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。 しかし、一部において、次のような点が散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算を組んだのに、執行率の低いもの ・ 見積書に日付の入っていないもの ・ 請求書に請求印、請求日の入っていないもの ・ 領収書に支払内容の記入がないもの <p>予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。</p> <p>3 その他 平成 23 年 3 月 22 日、公益社団法人の認定を受け、公益事業として、地域の高齢者に対する就業機会を提供することが求められるとともに、収支相償の原則から外れないよう、厳正な管理が求められることになる。 今後の運営にあたっては、社団法人時代の各規定を精査し、公益社団法人に対応した規</p>	<p>日野市シルバー人材センター</p> <p>1 補助金に係る事務について 引き続き適正な執行管理を進める。</p> <p>2 予算の執行について 補正予算の策定においては、業務執行内容をより精査し、また見積書・請求書・領収書等の不備については、確認を徹底し、適切な執行管理を行なう。</p> <p>3 その他 収支相償の原則、予算の執行管理については、公益法人制度会計に精通した公認会計士の経理事務指導を受けながら、執行管理を進める。各規定等の精査については、「公益目的事業」の定義を念頭に、更に見直しを進める。</p>

定への見直しを進めていただきたい。

また、予算の執行管理については、国、都及び市から運営経費、事業経費が出ていることを十分に自覚して、緊張感を持って管理運営を行っていくよう要望する。

高齢福祉課、ごみゼロ推進課

1 補助金の交付決定等について

補助金に係る交付決定事務等は、社団法人日野市シルバー人材センター補助金交付要綱及び日野市リサイクル事務所補助金交付要綱に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、日野市シルバー人材センター補助金については、実績報告書に収受印が押されていないので、日野市文書管理規則に従って適切に事務処理を行うよう留意されたい。

2 その他

今後、公益社団法人として適正な運営を行っていくためには、市との綿密なる連携及び市からの指導が不可欠である。高齢福祉課には、公益社団法人の収支相償の原則から外れないよう、厳正な管理を実施し、これまで以上に十分な配慮をされるよう要望する。

高齢福祉課、ごみゼロ推進課

1 補助金の交付決定等について

文書受領時の収受印押印を徹底し、適正な事務処理を進める。

2 その他

収支相償の原則を逸脱しないよう、年2回の実施報告において、補助金の執行状況に係る詳細な報告の提出を求める。報告を精査した上で必要に応じて年度内の補助金変更も検討し、真に必要な額の補助金を交付するよう管理を行う。